平成２５年（フ）第１３１号
宮城県大崎市岩出山池月字下宮道合24番地千田２号棟３号室、住民票上の住所宮城県大崎市古川諏訪１丁目５番29号
債務者　佐々木直子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２７６号
福井県鯖江市鳥羽２丁目２番32―２号
債務者　山﨑　利雄
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
福井県越前市粟田部町第51号１番地の18
債務者　國久　英成
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
福井市円山１丁目910番地　円山ハイツ101
債務者　平岡　勝二
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８３号
福井市月見１丁目14番６号、旧住所福井市経田１丁目802番地
債務者　宮本　幸数
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８４号
福井県大野市春日１丁目４番10号
債務者　川崎　常美
1　決定年月日時　平成25年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４６５２号
大阪市東淀川区井高野４―８―11　ジュネス堤101、住民票上の住所大阪府摂津市鳥飼西３丁目９番26号
債務者　西口塗装こと　西口　啓太
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６６３号
大阪府豊中市向丘１丁目７番15―1106号、住民票上の住所大阪府豊中市春日町５丁目１番１―502号
債務者　平山彩芳子
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６７２号
大阪府寝屋川市黒原旭町18番14号、前住所大阪府寝屋川市上神田２丁目30番11号
債務者　ソガベ建装こと　曽我部朋之
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７３４号
大阪府門真市寿町15番16号　マンション寿107号
債務者　松木　悟朗
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７３９号
大阪市西成区天下茶屋東１丁目６番15号
債務者　津田　昭寿
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７４４号
大阪府枚方市宗谷２丁目25番21号
債務者　林　　佳浩
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７６１号
大阪市淀川区木川東２丁目16番12―701号
債務者　山本　正男
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７７９号
大阪市住吉区我孫子東２丁目３番28号　第５ハイムゆり406号
債務者　石田　智美
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７９８号
大阪市西淀川区御幣島２丁目６番32号
債務者　辻　　清明
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８０１号
大阪府高槻市柱本新町８番Ａ３―402号
債務者　北野　孝治
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９８０号
大阪府四條畷市田原台８丁目23番５号　レオパレス田原台101
債務者　長友　麻衣
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１１３号
大阪市東淀川区大桐３丁目５番６―905号
債務者　山下　征紀
1　決定年月日時　平成25年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部